

## 身体拘束マニュアル

### 1.事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束とは、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当事業所では、利用者の人間としての尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない療育の実施のために日常的に以下のことに努めます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活の確保に努めます。
- ② 言葉や具体的な支援・対応で利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③ 利用者の気持ちや思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応を心がけます。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由を安易に妨げるような行動は行いません。
- ⑤ 安易に「やむを得ない」として拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者が主体的な時間を過ごせるように努めます。

#### ・重要事項に定める内容

サービス提供にあたっては、サービスの対象者又は、他のサービス対象者の生命又は身体を保護するために緊急止むを得ない場合を除き、行動制限その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。

#### ・根拠となる法律

児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）

個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解した上で身体拘束を行わない療育の提供をすることが原則である。例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性：生命または身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※身体拘束を行う場合には、上記三つの要件を全て満たすことが必要である。

当事業所において、やむを得ず一時性の身体拘束を行う可能性がある項目

- ・自傷、他害行為があった場合、又はそれを抑制する場合（身体を抑える拘束）

- ・屋外移動時における交通事故等からの危険回避、パニック、発作時等（身体を抑える拘束）
- ・屋内活動時における事故等からの危険回避、パニック、発作時等（身体を抑える拘束）
- ・クールダウンの為の別室静養時（個室閉鎖的な拘束）

## 2.身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

- ・身体拘束適正化検討委員会の設置

身体拘束の防止に努める観点から、「身体拘束適正化検討委員会」（以下「委員会」という）を組成します。なお、本委員会の統括責任者は管理者とし、児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士、その他の職員を「身体拘束防止に関する措置を適切に実施するための担当者」とします。

委員会は、年2回以上、定期的に開催し、検討、協議する。

※虐待防止委員会と一体となって運営することとする。

- ・身体拘束適正化検討委員会の構成と役割

身体拘束適正化検討委員会の総括責任者	管理者
身体拘束防止に関する措置を適切に実施するための担当者	児童発達支援管理責任者及び児童指導員又は保育士、その他の職員
身体拘束防止に関する職員指導 拘束発生時における家族への説明	児童発達支援管理責任者

- ・身体拘束適正化に関する責務等

身体拘束防止に関する統括は統括責任者が行い責任者は管理者とする。

身体拘束防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針に従い、身体拘束の適正化を啓発、普及する為の職員に対する研修の実施を図るとともに日常的な身体拘束の適正化等の取り組みを推進する。また、責任者は身体拘束を発見しやすい立場にあることを自覚し、身体拘束の早期発見に努めなければいけない。身体拘束廃止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームでの療育を行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

## 3.身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

処遇に携わる全ての職員に対して、身体的拘束廃止と人権の尊重したサービスの励行を図り、職員教育を行います。

- (1) 定期的な教育・研修（年2回以上）の実施

(2) 新任者に対する身体的拘束廃止のための研修の実施

(3) その他必要な教育・研修の実施（研修会への参加や報告など）研修の実施内容については、紙面または電磁的記録等により保存します。

#### 4.事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

当該利用者及び家族等に対して、十分な説明及び経過・解除の報告を遅滞なく行う。発生時の経緯など前後の事象も含めて身体拘束報告書に記入し、家族に説明すること。

#### 5.身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

・やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

やむを得ず身体的拘束を行う場合(緊急時の対応、注意事項)本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急をやむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合、以下の手順に沿って実施します。

##### ① 委員会の実施

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、委員会を開催し、(1)切迫性(2)非代替性(3)一時性の三要件の全てを満たしているかどうかについて評価、確認します。また、当該利用者の家族等と連絡をとり、身体的拘束実施以外の手立てを講じることができるかどうか協議する。上記三要件を満たし、身体的拘束以外の対策が困難な場合は、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、その上で身体拘束を行う判断をした場合は、「拘束の方法」「場所」「時間」「期間」等について検討して確認する。また、早期の段階で拘束解除にむけた取り組みの検討会を随時行う。

##### ② 利用者本人や家族等に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を盛り込み、本人または保護者に同意を得る。行動制限の同意書の説明をし、同意を得る。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族と締結した内容と方向性、利用者の状態などを確認、説明し、同意を得た上で実施する。

##### ③ 記録と再検討

記録専用の用紙（別紙参照）を用いて、その態様及び時間、心身の状況・やむを得なかった理由などを記録し共有するとともに、身体的拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。また、実施した身体的拘束の事例や分析結果について、処遇職員に周知する。なお、身体的拘束検討・実施等に係る記録は5年間保存する。

##### ④ 拘束の解除

記録と再検討の結果、身体的拘束の三要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除し、利用者・家族等に報告します。

## 6.その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束等をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点に十分に議論して共通認識をもつ必要があります。

- ① 他の利用者への影響を考慮して、容易に身体拘束を実施していないか。
- ② サービス提供の中で、本当に緊急をやむを得ない場合のみ身体的拘束等を必要と判断しているか（別の対策や手段はないのか）

## 7.利用者等に対する当該指針の閲覧

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設 HP において、いつでも閲覧が可能な状態とします。

（附則）

このマニュアルは令和7年5月1日より施行する。